

# 地方独立行政法人北海道立総合研究機構技術開発派遣指導事業実施要領

## (目的)

第1 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)における技術開発派遣指導事業(以下「派遣指導事業」という。)の実施、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 派遣指導事業とは、技術開発を行う中小企業者等又は地域の中核的な試験研究機関に対し、技術課題のうち、新製品・新技術の開発、製品の高付加価値化、生産工程の改善など技術開発等に継続的・計画的な取組が必要なものについて、産業技術環境研究本部の研究職員等を一定期間派遣(派遣指導に係る指導の日数が20日を超えるものに限る。)し、技術的指導を行う事業をいう。

2 中小企業者等とは、次のいずれかに該当する者であって、道内において製造業又はソフトウェア業を主たる事業として営んでいる者をいう。

(1)資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)にあっては900人)以下の会社及び個人

(2)中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項(第3号、第4号及び第9号を除く。)に規定する中小企業団体

(3)水産加工業協同組合

(4)その他道総研の理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める者

3 地域の中核的な試験研究機関(以下「中核研究機関」という。)とは、地方公共団体又は公益法人等(第3セクターを含む。)が運営し、かつ地域の技術開発拠点として所在する市町村の範囲を超えて広域的に利用されている試験研究機関をいう。

## (派遣指導事業の対象者)

第3 派遣指導事業の対象となる者は、次のいずれも満たす技術開発を行おうとする中小企業者等又は中核研究機関とする。

(1)新製品・新技術の開発、製品の高付加価値化、生産工程の改善などに関する技術開発であって、その技術開発が新規性、独創性を有するもの又は本道工業の技術力の向上に著しく寄与すると認められるものであること。

(2)技術開発に必要な試験研究設備、研究スタッフ等の技術開発体制及び技術開発に必要な資金計画等が適切なものであって、その技術開発計画の遂行が確実と認められるものであること。

## (派遣指導事業の対象技術分野)

第4 派遣指導事業の対象となる技術分野は、別表に掲げる分野とする。

2 その他、産業技術環境研究本部長が必要と認める分野及び技術内容

## (派遣指導業務の範囲)

第5 派遣指導事業の対象となる業務は、その技術開発に係る試験、研究、分析、検査、評価等に関する技術指導とする。

## (派遣指導の期間)

第6 派遣指導の期間は、一つの技術開発に対して原則として3月以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、延長することができるものとする。

(派遣指導の依頼手続)

第7 派遣指導を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、道総研が定める派遣指導依頼書(別記第1号様式)に、技術開発計画書(別記第2号様式)を添えて、理事長に提出しなければならない。

(派遣指導の決定等)

第8 理事長は、第7に定める依頼書及び技術開発計画書の提出があったときは、その内容について書面審査又は必要に応じて現地調査等を行い、別に定める審査会の審査を経て派遣指導の実施の可否を決定するものとする。

2 理事長は、派遣指導の実施を決定したときは、速やかに依頼者に対し技術開発派遣指導承諾通知書(別記第3号様式)を送付するものとする。

なお、派遣指導を行わないことを決定したときは、依頼者に対しその旨を連絡するものとする。

(派遣の方法及び場所)

第9 派遣指導事業については、原則として一つの依頼に対して1日につき1名の研究職員の派遣とする。ただし、指導期間中においてその技術開発を進める上で、短期的な指導が特に必要と認められる場合は、この限りではない。

2 派遣指導の場所は、中小企業者等にあつては企業等の研究開発施設又は生産現場とし、中核研究機関にあつては、当該試験研究施設とする。ただし、特に必要と認められる場合であつて、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りではない。

(手数料の額及び納入方法)

第10 手数料の額は、指導を行う日1日につき16,000円とする。

2 手数料は、派遣指導の開始前に理事長から送付される振込依頼書により現金で全額納入しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合は、分納することができるものとする。

(派遣指導の協定締結)

第11 理事長は、派遣指導を行おうとするときは、あらかじめ派遣指導を受ける者と別に定める協定書により派遣協定を締結するものとする。

(派遣指導の内容等の変更)

第12 派遣指導を受けている者(以下「派遣先企業等」という。)は、技術開発を中止し、又は技術開発計画の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更依頼書(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 理事長は、派遣先企業等から計画変更依頼書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、技術開発派遣指導変更承諾通知書(別記第5号様式)を送付するものとする。

(派遣指導結果の報告)

第13 派遣先企業等は、派遣指導が終了したときは、終了した日から20日以内に技術開発派遣指導結果報告書(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(発明等に係る権利の取扱い)

第14 派遣指導によって発生した発明等に係る権利については、理事長と派遣先企業等が

協議してその持分を定める。

(派遣職員の順守事項)

第15 派遣職員は、派遣指導期間中は職務に専念するとともに、業務上知り得た企業秘密等については、他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第16 中核研究機関からの派遣指導の依頼があったもののうち、地方独立行政法人北海道総合研究機構就業規則等による派遣が可能な場合においては、この要領の規定にかかわらず、その派遣の方法によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 別 表（第 4 関係）

## 対 象 技 術 分 野

技 術 分 野	技 術 内 容
化学応用分野	高分子・複合材料など
電子応用分野	システム設計、計測制御など
産業機械分野	機械設計、機械加工など
金属加工分野	金属加工、金属材料、表面処理など
生産技術分野	工程管理、プロセス設計・制御、省エネシステムなど

年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

### 派遣指導依頼書

次のとおり依頼したいので、地方独立行政法人北海道立総合研究機構技術開発派遣指導事業実施要領第7の規定により、申し込みます。

1 技術開発 の概要	
2 指導を希望する 技術分野	
3 指導を希望する 期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 指導場所	
5 備考	

# 技術開発計画書

## 1 技術開発計画の概要等

依頼企業・機関名		担当責任者	
所在地			
技術開発テーマ名			
技術開発の目的 及び必要性			
技術開発の内容			
受けたい技術指導 内容			
技術開発の効果・ 需要の見通し			
実施場所			

技術開発期間		【着 手】			【完 了】		
技術 開 発 ス ケ ジ ュ ー ル	技術開発工程の概要			取組期間	指導を希望する期間	指導場所	
	【派遣指導日数】						日
資	【事業総額】						千円
金	区 分	自己資金	借入金	補助金	その他	合 計	
計	金 額	千円	千円	千円	千円	千円	
画	調達先						
これまで行 われた基礎 となる技術 開発又は類 似の技術開 発の内容				実施時期		指導の有無	
				事業費	千円	助成の有無	
				実施時期		指導の有無	
				事業費	千円	助成の有無	
発明等に 係る権利	【特 許】 件 (登録済 件、出願中 件)						
	【実用新案】 件 (登録済 件、出願中 件)						
【主なもの】							

技 術 開 発 体 制			氏 名	年 齢	最 終 学 歴	所 属 (又 は 職 歴)	資 格 等
	技 術 開 発 担 当 者						
外 部 協 力 者 等							
技 術 開 発 体 制 図							
技 術 開 発 の た め に 使 用 す る 現 有 設 備	設 備 機 器 の 名 称	メ ー カ ー	台 数	取 得 年 月	価 格 (千 円)		

2 依頼者の概要

企業・機関名		代表者	
所在地		電話番号	
設立年月日		資本金	千円
従業員・職員数	(常用) 名 (うち技術・研究職員 名)		
*事業所	【名称】	【所在地】	【従業員】 名
*主要製品名		*取引先名	
*生産形態	【受注生産】 %	【見込生産】 %	
研究開発部門	有 【名称】 【人員】 名 無 【年間予算】 千円		
最近2年間の 研究開発費等 (単位:千円)		* a 売上高	* 経常利益
	年月～年月		b 研究開発費
	年月～年月		* b/a %
技術提携の状況	有 【提携先】 無 【提携内容】		
*関連企業等			

- (注) 1 \*印の項目は、中小企業者のみ記入  
 2 欄が小さくて記入できない場合は、別様とすること。  
 3 技術開発に関する仕様書、図面及び工程図等がある場合は添付のこと。  
 4 必要に応じて依頼者の事業概要等に関する資料を添付のこと。

## 技術開発派遣指導承諾通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

北海道立総合研究機構理事長

年 月 日付けで依頼のあった派遣指導については、次のとおり決定しましたので通知します。

つきましては、別添のとおり派遣指導に関する協定を締結したいので、協定事項を確認の上、所定の箇所に押印し、2通とも返送してください。

### 記

技術開発 テーマ名		
派遣職員	職・氏名	
	専門技術分野	
派遣期間	年 月 日～ 年 月 日	
備考		

担当：  
電話：  
FAX：

# 計 画 変 更 依 頼 書

年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

依頼者  
名 称

代表者 印

年 月 日付け第 号で通知のあった派遣指導に係る技術開発計画の内容等を変更したいので、技術開発派遣指導事業実施要領第12の規定に基づき、次とおり依頼します。

## 記

技 術 開 発 テ ー マ 名	
変 更 の 内 容	
変 更 等 の 理 由	
備 考	

## 技術開発派遣指導変更承諾通知書

第 号

年 月 日

様

北海道立総合研究機構理事長

年 月 日付けで変更依頼のあった派遣指導に係る技術開発計画の内容  
等の変更については、承諾します。

担 当 :

電 話 :

F A X :

# 技術開発派遣指導結果報告書

年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

依頼者

名 称

代表者

印

指導を受けた 内容及び その結果	
派遣職員の氏名	
指導を受けた 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日まで 【うち指導日数 日間】
備 考	